

生活困窮者支援制度 最新情報

【配信元】

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

生活困窮者自立支援室

電話:03-5253-1111(内線 2876、2231)

FAX : 03-3592-1459

E-mail : jiritsu-model@mhlw.go.jp

No.28 (H26.12.26)

○ 「就労訓練事業のあっせんに関する職業紹介手続マニュアル(ポイント版)」の送付について

- ・ 自立相談支援事業を行う機関が就労訓練事業等のあっせんを行う行為は、職業安定法上の「職業紹介」に該当すると考えられ、委託により実施する場合は委託事業者が許可を受け、直営であれば自立相談支援事業を実施する自治体が届出を行う必要があります。
- ・ 本マニュアルは、委託事業者や自治体において許可手続き及び届出が円滑に行えるよう基本的なポイントをまとめたものであり、許可手続きや届出を行う際の参考としてください(職業紹介に関する詳細につきましては、下記HPをご覧ください(管轄の労働局へお問い合わせください))。

【職業紹介事業～厚生労働省 HP】

- 職業紹介制度の概要 ⇒

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/haken-shoukai01.html>

- 職業紹介事業パンフレット(許可・更新等マニュアル) ⇒

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/anteikyoku/manual2/>

- 職業紹介事業の業務運営要領 ⇒

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/anteikyoku/jukyu/syokai/>

※ 本最新情報は、管内市区町村へ情報提供願います。